JIS Z 7252及びJIS Z 7253 改正のポイント

三菱ケミカル株式会社
Science & Innovation Center 環境安全部
鬫谷泰之

講義内容

1. JISと関連法令
2. JIS Z 7252, Z 7253改正のポイント
3. 労働災害事例
   ～化学品管理に適切に取り組むために～
4. ラベルの作成（概要）
5. SDSの作成（概要）
6. 法令に基づく罰則について

1. JISと関連法令

GHSとは

GHSとは
”Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals”
「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」

すべての危険有害性のある化学品を対象に、調和（統一）された危険有害性（物理化学的、健康、環境）の分類基準、情報伝達手段（ラベル、SDS）を提供するシステム。国連が発行した文書（勧告）。

GHSの目的

- 国際的で包括的な化学品（物質、混合物）の危険有害性に関する情報伝達システムを提供する。
  - 人と環境の保護を強化する。
  - 既存のシステムを持たない国にシステムを提供する。
  - 化学品の試験、評価の負担を軽減する。
  - 評価基準、情報伝達の調和による貿易の促進。

- 「調和」の範囲は、
  - 化学品（物質、混合物）の危険有害性の判断基準
  - 危険有害性の情報伝達ツール（ラベル、SDS）。

GHSの目的(一部抜粋)

国連GHS改訂6版 “1.1.1 目的”より抜粋

- 世の中で製造、使用されているすべての化学品を国が個々に規制することは不可能といわれている。

- しかしながら、ラベル、SDSで正しく危険性、有害性の情報を伝えれば、使用者は適切な対策を実施することができる。

GHSの原則

- 危険有害性の分類は、化学品固有の性質に基づく。

- 新しいシステムを実行するにあたっての、移行的な手段が提供されるべき。
- 国際組織が関与すべき。
- 化学品の危険有害性情報の理解（伝達）を確実なものとする。（教育含む）

- 新しいシステムに合わせて化学品を再分類する際に、既存のシステムによる確度の高いデータは採用するべき。
- 新しいシステムは、既存の評価法を採用してもよい。

- 化学品の危険有害性の情報伝達に関連して、労働者、消費者、一般の人々の安全と健康、環境の保護は、営業秘密を配慮しつつ、確実に行われる。

一方で、
- リスク評価やリスク管理を調和する検討は行わない。
- 各国の化学物質リストは扱わない。

日本におけるGHS導入の経緯

2001: UNCETDG/GHS（国連危険物輸送・GHS委員会）
GHS subcommittee 会合開始

2003: GHSの内容を国連文書として公表（GHS初版）

2005: GHS対応SDSに関するJIS規格改正:Z 7250

2006: 表示に関するJIS規格制定:Z 7251
改正安衛法による表示等の施行

2009: 分類に関するJIS 規格制定:Z 7252（改訂2版ベース）

2010: JIS規格:Z 7250、Z 7251を改正（改訂3版を反映）

2012: Z7250、Z7251 を統合し、Z7253制定（改訂4版ベース）

2014: Z 7252 を改正（改訂4版ベース）

2016: 安衛法改正（ラベルへの成分表示義務削除）

2019: JIS規格:Z 7252、Z 7253を改正（改訂6版ベース）

国連GHS文書、JIS、ガイダンス文書の対応

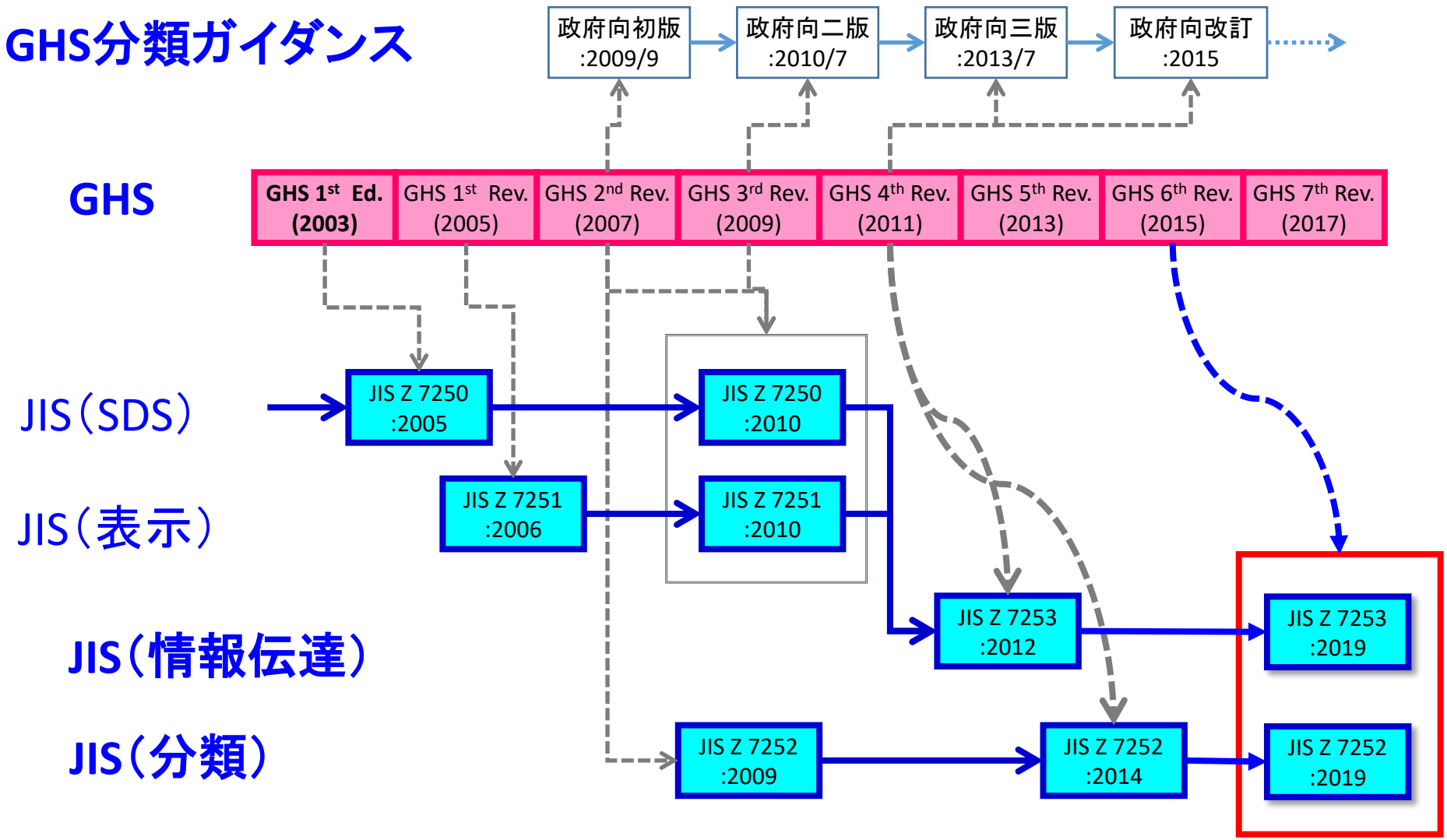

GHSに関係する法規制

化管法　　安衛法　　毒劇法

- ラベル、SDS 、作業場内表示:
  それぞれの法律で、化学品への表示や文書交付等について規定、GHSはJISを参照することにより導入

- 労働安全衛生法（安衛法）
- 化学物質排出把握管理促進法（化管法）

} GHS 対応 必要

- 毒物及び劇物取締法（毒劇物取締法） ← GHS 対応 推奨

ラベル・SDSについては各法規毎の規定があり、
それに従った記載が求められる。詳細は後述。

ラベルと法規–労働安全衛生法（安衛法）

表示内容	JIS Z 7253 での対応項目	備考
名称（商品名の記載でもよい）	化学品の名称	法第57条（表示） 安衛則第32条，第33条
人体に及ぼす作用（注）	危険有害性情報	
貯蔵又は取扱い上の注意（注）	注意書き	
標章	絵表示	
表示をする者の氏名（法人にあってはその名称）、住所及び電話番号	供給者を特定する情報	
注意喚起語	注意喚起語	
安定性及び反応性に関する事項	危険有害性情報	

（注）H24.3.29　基発0329　第11 号による。
成分については、安衛法改正の施行により、義務から削除された（H28.6 ～）。

ラベルに記載する成分を絞るなど、表示内容を合理化することに関しては、「改正安衛法に基づくラベル作成の手引き （一般社団法人　日本化学工業協会）」を参照のこと。

改正安衛法に基づくラベル作成の手引き　検　索

ラベルと法規–化管法

- 化管法関連　SDS省令 第5条（表示）　（H24年　経産令第36号）

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合において、性状取扱情報を提供する際は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ包装して、譲渡し、又は提供する時にあっては、その容器）に次に掲げるものについてJIS Z 7253 に適合する**表示を行うよう努める**ものとする

当該指定化学物質等について、以下の情報を表示

表示内容	JIS Z 7253の対応項目
名称（当該指定化学物質等を含有する製品である場合　当該製品の名称）	化学品の名称
物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響	危険有害性情報
貯蔵又は取扱い上の注意	注意書き
物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示	危険有害性を表す絵表示
表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号	供給者を特定する情報
注意喚起語	注意喚起語

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/5.html

ラベルと法規–毒劇物取締法

- 毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について（通知）（薬食化発 0326 第1号 H24年3月26 日）

表示内容	JISZ7253 対応項目
	危険有害性を表す 絵表示
	注意喚起語
	危険有害性情報
	注意書き
毒物又は劇物の名称（法 第12 条 第2 項 第1 号） 毒物又は劇物の **成分**（法 第12 条 第2 項 第2 号）	化学品の名称
情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び**主たる事務所の所在地** ）（規則 第11条の6 第1号）	供給者を特定する情報
「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示（法第12条 第1 項、第3 項）	その他国内法令によって表示が求められる事項
毒物又は劇物の含量（法 第12条 第2 項 第2 号）	
厚労省令で定める毒物及び劇物について、その **解毒剤** の名称など（規則 第 11条の5、規則 第11条の6 第2 号～第4 号）	

http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti.html

SDSと法規–労働安全衛生法（安衛法）

- 第57条の2（文書の交付等）

労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第56条 第1項の物（以下この条において「**通知対象物**」という。）を譲渡し、又は提供する者は、**文書の交付** その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない

一　名称
二　成分及びその含有量
三　物理的及び化学的性質
四　人体に及ぼす作用
五　貯蔵又は取扱い上の注意
六　流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
七　前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

- 労働安全衛生規則 第34条の2の4

法第57条の2 第1項 第7号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする

一　法第57条の2 第1項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
二　危険性又は有害性の要約
三　安定性及び反応性
四　適用される法令
五　その他参考となる事項

SDSと法規–化管法

- 第14条（指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供）

  指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時までに、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、**当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報**を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない。

  2　指定化学物質等取扱事業者は、前項の規定により提供した指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供した相手方に対し、**変更** 後の当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供するよう努めなければならない。

  3　前二項に定めるもののほか、前二項に規定する情報の提供に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

- SDS省令 ：指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html

SDSと法規–毒劇物取締法

- 施行令 第40条の9 **毒物劇物営業者等による情報の提供**

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時までに、譲受人に対し、**当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報** を提供しなければならない。ただし、当該毒物劇物営業者により、当該譲受人に対し、既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

2 情報の内容に変更を行う必要が生じたときの対応（省略）

- 施行規則 第13条の12 令第40条の9 第1項の規定により提供しなければならない情報の内容は、次のとおりとする。

一 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
二 毒物又は劇物の別
三 名称並びに成分及びその含量
四 応急措置
五 火災時の措置
六 漏出時の措置
七 取扱い及び保管上の注意
八 暴露の防止及び保護のための措置
九 物理的及び化学的性質
十 安定性及び反応性
十一 毒性に関する情報
十二 廃棄上の注意
十三 輸送上の注意

JIS Z7252

規格番号	JIS Z 7252:2019
規格名称	GHS に基づく化学品の分類方法
制定日	2019/05/25（初版：2009/10/20）
JISの概要 主な規定 項目	1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 一般事項 5. 分類に必要な情報及びその内容決定の手順 附属書A：物理化学的危険性 附属書B：健康に対する有害性 附属書C：環境に対する有害性

https://webdesk.jsa.or.jp/

JIS導入の移行期間は3年間（Z7253も同様）
2022年5月24日までは、旧JISと改正JIS、いずれも認められる。

JIS Z7253

規格番号	JIS Z 7253:2019
規格名称	GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）
制定日	2019/05/25（初版：2012/03/25）
JISの概要 主な規定 項目	1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 一般事項 5. ラベル，作業場内の表示及びSDS による情報伝達の内容及びその方法 6. ラベルに必要な情報及びその内容の決定手順 7. SDS の全体構成及びその内容 附属書A：危険有害性クラス，危険有害性区分及びラベル要素 附属書B：危険有害性情報の文言及び危険有害性情報のコード 附属書C：注意書きの文言及び注意書きのコード 附属書D：SDS の編集及び作成 附属書E：基本的な物理的及び化学的性質並びに物理的危険性クラスに関連するデータ 附属書F：小さい容器への表示例について

https://webdesk.jsa.or.jp/

各国のGHS導入状況

既にGHSを導入している主要な国と導入した版（2020年6月時点）

導入した版	国名
改訂3版	アメリカ*1、オーストラリア*2、タイ、マレーシア
改訂4版	インドネシア、韓国、シンガポール*3、中国
改訂5版	EU*3、カナダ*1、メキシコ
改訂6版	**日本*4**

*1　改訂7版を導入予定
*2　改訂6版を導入予定
*3　改訂6版か7版のいずれかを導入予定
*4　2022年5月24日までは移行期間

2017年4月時点で、65ヶ国が既にGHSを法制度に導入済み。128ヶ国が未導入。

主要国を中心に、6版か7版に更新する動き

GHS改訂7版の変更点

章	題目	変更内容
第1.2章、第3.1章～第3.10章	定義および略語 急毒、感作性、皮膚、眼、変異原性、発がん性、STOT、生殖毒性、誤えん有害性など	定義の文章の修正。
第1.5章	危険有害性に関する情報の伝達：安全データシート	誤えん有害性区分1（2）のカットオフ値／濃度限界を1%以上に修正。 （従来は10%以上の区分1（区分2）の物質かつ40℃での動粘性率が20.5(14)mm2/s以下）
第2.2章	可燃性ガス	**可燃性ガスの分類区分を追加、修正**
第2.6章	引火性液体	引火性液体の分類基準の記載を修正。（”23° C and 60° C, respectively”の削除）
第2.7章	可燃性固体	可燃性固体の分類基準の説明に条件（サンプル長さが100mm）を追記
附属書3 A3.3.2	注意書きの使用における柔軟性	新しい段落が追加。注意書きをより柔軟にするための修正。省略、統合など。
附属書4	安全データシート（SDS）作成指針	荷をバラ積み輸送する場合の説明の修正
附属書7	GHSラベル要素の配置例	小さな容器のラベル表示例を追加

可燃性ガスの分類及び表示の変更

GHS改訂6版

Classification		Labelling	
Hazard class	Hazard category	Pictogram GHS	Signal word
Flammable gases	1		Danger
	2	*No pictogram*	Warning
	Pyrophoric gas 自然発火性ガス		Danger
	A (chemically unstable gases)	*No additional pictogram*	*No additional signal word*
	B (chemically unstable gases)	*No additional pictogram*	*No additional signal word*

GHS改訂7版

Classification			Labelling	
Hazard class	Hazard category		Pictogram GHS	Signal word
Flammable gases	1A	Flammable gas		Danger
		Pyrophoric gas 自然発火性ガス		Danger
		Chemically unstable gases A		Danger
		Chemically unstable gases B		Danger
	1B			Danger
	2		*No pictogram*	Warning

分類基準の変更なし

燃焼速度の遅いガスが新しい区分に分類される

2. JIS Z 7252, Z 7253改正のポイント

主な改正点（JIS Z7252）

- JIS導入の**移行期間を公示から3年**とした。（Z7253も同様）
  - 旧JISであるJIS Z 7252：2014、JIS Z 7253：2012は、2022年5月24日まで有効であり、2022年5月25日からはJIS Z 7252：2019、JIS Z 7253：2019への対応が必要となる。
- すべての危険有害性クラスに、GHS改訂6版と同様な判定論理の図（参考図）を掲載した。
- 判定論理の図において、区分に当てはまらない結論部分を以下のようにした。
  - GHSにおける“Not classified”, “No classification”を、JISでは「区分に該当しない」とした。
  - “Classification not possible”は「分類できない」とした。
- 項目名が一部変更になった（詳細は参考資料）
  - 「可燃性又は引火性ガス」が「可燃性ガス」に
  - 「吸引性呼吸器有害性」が「誤えん有害性」に
- 「鈍性化爆発物」が追加された

主な改正点（JIS Z7253）

- 混合物の分類において、分類の“濃度限界”と“SDSを作成する濃度”が異なる場合があることに関して、誤解の無い様、「各危険有害性クラスに対するSDSを作成する濃度」の表を追加した。
- GHS改訂6版には「SDS必要最小情報」の表が記載されているが，国内法令と矛盾しないように修正し、附属書Dに、「SDSへの記載内容」の表として追加した。（項目及び小項目の一覧表）
- 附属書Fに、小さな容器へのラベル表示例を記載した。

参考：項目名の変更（JIS Z7252）

項目名の比較（旧JIS、改正JIS、GHS改訂6版）

旧JIS	改正JIS	GHS改訂6版
可燃性又は引火性ガス	可燃性ガス	flammable gas
（危険有害性情報）可燃性又は引火性の高いガス（H221）（区分2）	（危険有害性情報）可燃性ガス（H221）（区分2）	(Hazard statement) flammable gas (H221) (Hazard category 2)
（危険有害性情報）可燃性又は引火性の高いエアゾール（H223）（区分2）	（危険有害性情報）可燃性エアゾール（H223）（区分2）	(Hazard statement) flammable aerosol (H233) (Hazard category 2)
支燃性又は酸化性ガス	酸化性ガス	oxidizing gas
吸引性呼吸器有害性	誤えん有害性	aspiration hazard
水生環境有害性（急性）	水生環境有害性　短期（急性）	Short-term (acute) hazardous to the aquatic environment
水生環境有害性（慢性）	水生環境有害性　長期（慢性）	Long-term (chronic) hazardous to the aquatic environment
急性区分1～3	短期（急性）　区分1～3	Category Acute 1~3
慢性区分1～3	長期（慢性）　区分1～3	Category Chronic 1~3
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	皮膚腐食性／刺激性	Skin corrosion/irritation
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	Serious eye damage/eye irritation

GHS改訂6版の内容

国連GHS文書の内容（改訂6版）

第1部 序

1.1 章 **GHS**の目的、範囲および適用
1.2 章 定義および略語
1.3 章 危険有害性のある物質と混合物の分類
1.4 章 危険有害性に関する情報の伝達： 表示
1.5 章 危険有害性に関する情報の伝達：安全データシート（SDS）

第2部 物理化学的危険性

2.1章 爆発物
2.2章 引火性**/**可燃性ガス
2.3章 エアゾール
2.4章 支燃性/酸化性ガス
2.5章 高圧ガス
2.6章 引火性液体
2.7章 可燃性固体
2.8章 自己反応性物質および混合物
2.9章 自然発火性液体
2.10章 自然発火性固体
2.11章 自己発熱性物質および混合物
2.12章 水反応可燃性物質および混合物
2.13章 酸化性液体
2.14章 酸化性固体
2.15章 有機過酸化物
2.16章 金属腐食性物質
2.17章 鈍感化爆発物

第3部 健康に対する有害性

3.1章 急性毒性
3.2章 皮膚腐食性/刺激性
3.3章 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
3.4章 呼吸器感作性または皮膚感作性
3.5章 生殖細胞変異原性
3.6章 発がん性
3.7章 生殖毒性
3.8章 特定標的臓器毒性（単回ばく露）
3.9章 特定標的臓器毒性（反復ばく露）
3.10章 吸引性呼吸器有害性

第4部 環境に対する有害性

4.1 章 水生環境有害性
4.2 章 オゾン層への有害性

附属書

附属書 **1** 分類および表示のまとめ
附属書 **2** *（削除）*
附属書 **3** 危険有害性情報のコード、注意書きのコードと 使用法絵表示のコードおよび注意絵表示の例
附属書 **4** 安全データシート（SDS）作成指針
附属書 **5** 危害の可能性に基づく消費者製品の表示
附属書 **6** 理解度に関する試験方法
附属書 **7** **GHS** ラベル要素の配置例
附属書 **8** 世界調和システムにおける分類例
附属書 **9** 水生環境有害性に関する手引き
附属書**10** 水生媒体中の金属および金属化合物の変化**/**溶解に関する手引き

GHSの改訂履歴

改訂4版⇒5版での改訂内容（2013年7月発行）

① エアゾールの判定基準を明確化
② 自己反応性化学品、有機過酸化物の判定論理を修正
③ 酸化性固体に関する、新しい試験方法を追加
④ 皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/刺激性の判定基準を明確化
⑤ 水生環境有害性の区分名称を変更（acute、chronic）
⑥ 附属書2を廃止し、附属書1（分類及び表示のまとめ）に統合
⑦ 附属書3（危険有害性情報のコード、注意書きのコードと使用法）に、絵表示のコードを追加
⑧ 附属書4（SDS 作成指針）において、粉じん爆発危険性に関するガイダンスを追記

GHSの改訂履歴

改訂5版⇒6版での改訂内容（2015年7月発行）

① SDS 9項「物理的および化学的性質」の修正
② 爆発物に関する判定手順適用の可否の明確化
③ 可燃性/引火性ガスに「自然発火性ガス」を追加
④ 新規クラス「鈍感化爆発物」の追加（第2.17章）
⑤ 特定標的臓器毒性（単回ばく露）
　区分3に関する「関係する成分」（3.8.3.4.6）を追記
⑥ 吸引性呼吸器有害性に関する混合物の分類（3.10.3.3）
⑦ 小さな包装のラベル例（附属書7例8）を追加

GHS改訂の反映から抜粋①

GHSでは

可燃性/引火性ガスに「自然発火性ガス」を追加

JISでは

Z7252 A.2.2.2　自然発火性ガスの危険性区分、表 A.6
自然発火性ガスの判定基準、などを追加

判定基準を満足すれば、可燃性ガスは追加的に自然発火性ガスに分類する。

区分	判定基準
自然発火性ガス	54℃以下の空気中で自然発火する可燃性ガス
可燃性ガスの混合物で、自然発火性に関するデータがなく、1%を超える（容量）自然発火性成分を含む場合には、自然発火性ガスに分類する。	

GHS改訂の反映から抜粋②

GHSでは

新規クラス「鈍感化爆発物」の追加（第2.17章）

JISでは

Z7252に、A.17　鈍性化爆発物　を追加
（GHS改訂7版も同様に「鈍性化爆発物」となった。）
⇒希釈などで爆発性を抑制されている固体又は液体の爆発性の化学品（”爆発物”からは除外）

区分	判定基準
1	補正燃焼速度（Ac）が300 kg/min 以上、1200 kg/min を超えない鈍性化爆発物
2	補正燃焼速度（Ac）が140 kg/min 以上、300 kg/min 未満の鈍性化爆発物
3	補正燃焼速度（Ac）が60 kg/min 以上、140 kg/min 未満の鈍性化爆発物
4	補正燃焼速度（Ac）が60 kg/min 未満の鈍性化爆発物

GHS改訂の反映から抜粋③

GHSでは

SDS 9項「物理的および化学的性質」の修正

JISでは

Z7253　附属書Dにおいて、SDSの項目名、項目順を変更。（表D.1に一覧表）
Z7253　附属書Eを追加。表 E.1　基本的な物理的及び化学的性質、表 E.2　物理的危険性クラスに関連するデータを記載した。

SDS第9項（Z7253　表D.1より）

下線：必須、　標準：任意
斜体：必須。情報がない場合、その旨を必ず記載する。

改正後（JIS Z7253:2019）	従来
9. 物理的及び化学的性質 物理状態 色 *臭い* *融点／凝固点* *沸点又は初留点及び沸騰範囲* *可燃性* *爆発下限及び爆発上限界／可燃限界* *引火点* *自然発火点* *分解温度* *pH* *動粘性率* *溶解度* *n-オクタノール／水分配係数（log値）* *蒸気圧* *密度及び／又は相対密度* *相対ガス密度* *粒子特性* その他のデータ	9. 物理的及び化学的性質 外観（物理的状態、形状、色など） 臭い 臭いのしきい（閾）値 pH 融点・凝固点 沸点、初留点及び沸騰範囲 引火点 蒸発速度 燃焼性（固体、気体） 燃焼又は爆発範囲の上限・下限 蒸気圧 蒸気密度 比重（相対密度） 溶解度 n-オクタノール／水分配係数 自然発火温度 分解温度 粘度（粘性率） その他のデータ

融点／凝固点，溶解度，n-オクタノール／水分配係数は，混合物については記載しなくてもよい。

GHS改訂の反映から抜粋④

GHSでは

エアゾールの判定基準を明確化。
「2.3.2.1　・・可燃性/引火性に分類される成分（質量）を1%を超えて含むエアゾールの分類は、区分1あるいは2とすべきである。」が追記された。

JISでは

分類基準はGHSと同じ。以下詳細：
Z7252表A.8の最後に、「（1%を超える可燃性／引火性成分を含む，又は燃焼熱が20kJ/g以上であるエアゾールの場合）　b)可燃性の分類の手順の結果が区分1の判定基準に合致すれば区分1とし、合致しなければ区分2の判定基準に関わらず区分2に分類する。」が追加された。

注意：一般的に、混合物そのものの試験データが利用できる場合は、常にそのデータに基づいて分類する。（「5.2.2　混合物の分類手順」より）

改正の詳細（JIS Z7252）

①成形品（article）の定義

（赤字下線部分が追加部分）

成形品（article）

液体，粉体又は粒子以外の製造品目で，製造時に特定の形又はデザインに形作られたものであり，かつ，最終使用時に，全体又は一部分がその形態又はデザインに依存した最終用途における機能を保持するもの。通常の使用条件下では，含有化学品をごく少量，例えば，こん（痕）跡量しか放出せず，取扱者に対する物理化学的危害又は健康への有害性を示さないもの。

注記 “成形品”は，“物品”ということもある。

⇒GHSにおける定義と同様に、使用時において、粉を放出するなど危険有害性がある場合は成形品に含まれないことを定義において明記した。

JIS Z7252　判定論理の図の例

②すべての危険有害性クラスに、GHS改訂6版と同様な判定論理の図を掲載した。（参考図）

以下、本文より：
「これらの判定論理は、この附属書の規定の一部ではない。分類担当者は、判定論理を使う前及び使うときに、その分類基準をよく調べるとよい。」

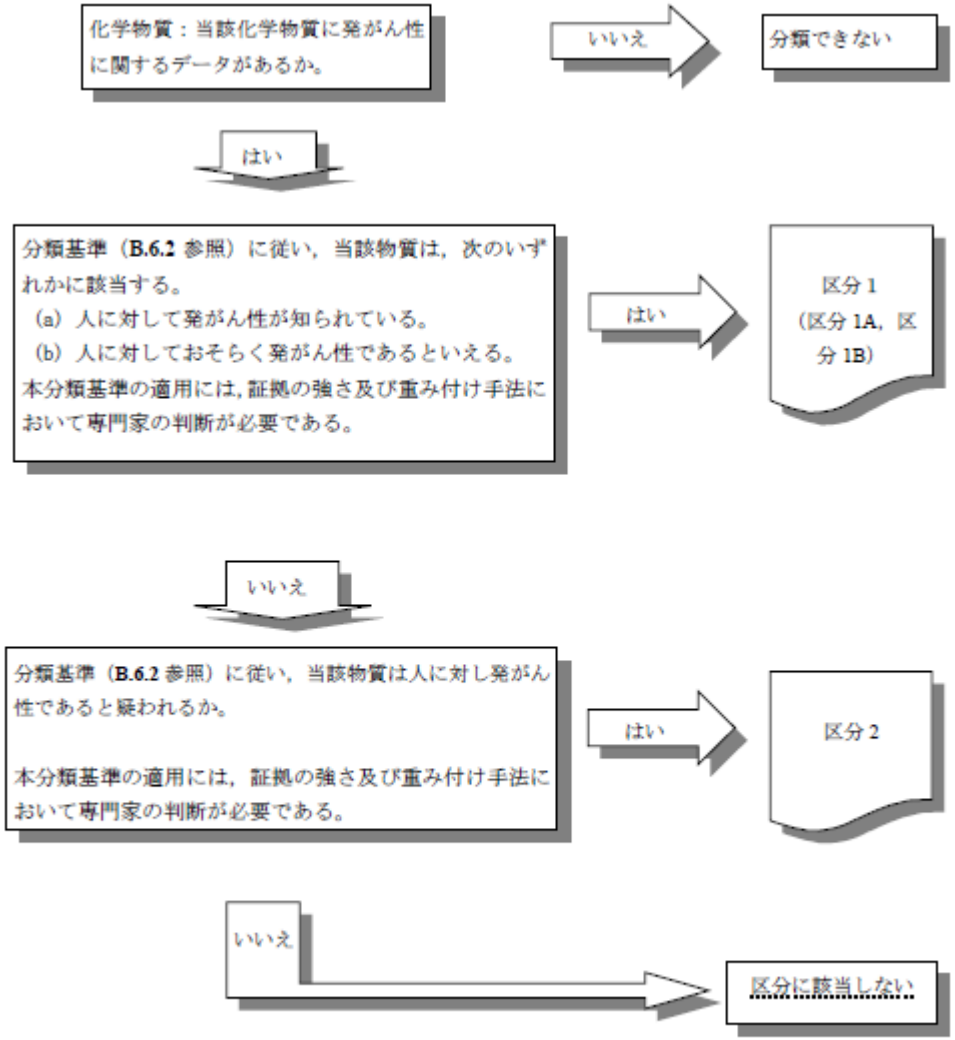

図 B.14　判定論理　（化学物質）発がん性

改正の詳細（JIS Z7252）

③区分に当てはまらない場合の記載

判定論理の図において、区分に当てはまらない場合、

GHSにおける“Not classified”, “No classification”を、JISでは”**区分に該当しない**”とした。

“Classification not possible”は”**分類できない**”とした。

従来は判定論理の図に”区分外”の記載もあったが、今回の改正で無くなった。

⇒もともとGHSには“区分外”を定義する記載はなく、JISに記載すると日本独自の区分として“区分外”が設けられていると誤解される恐れもあり、JISに記載しないことになった。

事業者の対応としては、**SDSの項目2（要約）には区分（区分1など）以外の記載をせず、項目11（12）に、事業者の判断として、区分に当てはまらない理由などの詳細を記載する**ことを推奨する。

区分がつかない場合の対応

Q： JISから”区分外”がなくなりましたが、結局SDSにはどのように記載するのでしょうか。

A： 区分がつかない場合（“区分に該当しない”、”分類できない”）は**SDSの項目2には記載しなくて構いません。**記載しない場合は、危険有害性クラス名ごと省略して構いません。**SDSの項目11、12には理由など詳細を記載します。**

SDSの項目11、12には、SDSを作成する事業者の専門家判断として詳細を記載します。どのような言葉を用いるかまではJISでは規定していません。

（JIS Z7252の判定論理の図には”区分に該当しない”、あるいは”分類できない”と記載しています。）

判定論理、又は段階的評価での語句の詳細

判定論理，又は段階的評価 での語句	説明
分類できない（Classification not possible）	● 各種の情報源、自社保有データ等を検討した結果、GHS 分類の判断を行うためのデータが全くない場合。 ● GHS 分類を行うための十分な情報が得られなかった場合。
区分に該当しない（Not classified 又は No classification）	● GHS 分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行った結果、JIS で規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しない場合（JIS では採用していない国連 GHS 急性毒性区分 5 に該当することを示すデータがあり、区分 1 から区分 4 には該当しない場合なども含む）。 ● GHS 分類の手順で用いられる物理的状態又は化学構造が該当しないため、当該区分での分類の対象となっていない場合。 ● 発がん性など証拠の確からしさで分類する危険有害性クラスにおいて、専門家による総合的な判断から当該毒性をもたないと判断される場合、又は得られた証拠が区分に分類するには不十分な場合。 ● データがない、又は不十分で分類できない場合、判定論理においては分類できないと記されている場合もあるが、このような場合も含まれる場合がある。

改正の詳細（JIS Z7252）

④濃度限界未満であってもSDSを作成する場合について

濃度限界未満であっても、「SDSを作成する濃度」にあてはまる場合、当該成分の**GHS分類区分及び濃度又は濃度範囲**をSDSに記載する。

危険有害性クラス	区分	SDSを作成する濃度	濃度限界
呼吸器感作性	区分1（1A、1B）	0.1%以上	0.1%以上、0.2%以上、1.0%以上*1
皮膚感作性	区分1（1A、1B）	0.1%以上	0.1%以上、1.0%以上*2
発がん性	区分2	0.1%以上	1.0%以上
生殖毒性	区分1、2、授乳影響	0.1%以上	0.3%以上、3.0%以上*2
特定標的臓器毒性（単回ばく露、反復ばく露）	区分2	1.0%以上	10%以上

*1：成分の区分と、成分が固体、液体、気体のいずれかによって異なる。
*2：成分の区分によって異なる。

補足：GHSの2種類の濃度限界について

例：GHS改訂6版に記載されている発がん性の濃度限界

表 3.6.1　混合物の分類基準となる発がん性成分のカットオフ値/濃度限界 a

成分の分類：	混合物の分類基準となるカットオフ値/濃度限界：		
	区分 1 発がん性物質		区分 2 発がん性物質
	区分 1A	区分 1B	
区分 1A 発がん性物質	≧0.1%	--	--
区分 1B 発がん性物質	--	≧0.1%	--
区分 2 発がん性物質	--	--	≧0.1%（注記 1） ≧1.0%（注記 2）

- JISでは、従来通り分類、ラベル表示の濃度限界を高い方の値（この場合1.0%）とする。
- 高い方の値未満であっても、低い方の値（0.1%）以上の場合は、**SDSに当該成分のGHS分類区分及び濃度または濃度範囲を記載**する。
- GHSにおける高い方の「カットオフ値／濃度限界」をJISでは「濃度限界」、GHSにおける低い方の「カットオフ値／濃度限界」をJISでは「**SDSを作成する濃度**」と呼ぶことになる。

濃度限界未満であっても、「SDSを作成する濃度」にあてはまる場合

- 混合物に危険有害性がない場合
  - SDSを発行する必要はない。
- 混合物にいずれかの危険有害性がある場合

Q: 発がん性区分2の成分を0.5%（濃度限界未満かつSDSを発行する濃度以上）含有する場合、「当該成分のGHS分類区分及び濃度又は濃度範囲」をどこに記載すればよいでしょうか。

A: 通常はGHSの有害性区分に影響を与える化学物質を項目3に記載します。ご質問の成分は項目11に記載しても構いません。ただし、3法（化管法、安衛法、毒劇法）の義務がある場合は項目3に記載を指導されることもあります。GHS分類区分は項目3でも項目11でも構いません。

改正の詳細（JIS Z7253）

①混合物の分類において、分類の“濃度限界”と“SDSを作成する濃度”が異なる場合があることに関して、誤解の無い様、**「各危険有害性クラスに対するSDSを作成する濃度」の表を追加**した。**表1に示す濃度より低い場合でも、危険有害性がある場合は、SDSを提供することが望ましい**（急性毒性、水生環境有害性など）。

表1－健康及び環境の各危険有害性クラスに対するSDSを作成 する濃度

危険有害性クラス	SDSを作成する濃度（ただし，国内法令によって 別途定めがある場合には，この限りではない）
急性毒性	1.0 %以上
皮膚腐食性／刺激性	1.0 %以上
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1.0 %以上
呼吸器感作性又は皮膚感作性	0.1 %以上
生殖細胞変異原性：区分1	0.1 %以上
生殖細胞変異原性：区分2	1.0 %以上
発がん性	0.1 %以上
生殖毒性	0.1 %以上
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	1.0 %以上
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	1.0 %以上
誤えん有害性：区分1	10 %以上の区分1 の物質，かつ， 40 ℃での動粘性率が20.5 mm^2/s以下
水生環境有害性	1.0 %以上

改正の詳細（JIS Z7253）

②ラベルに記載する、「供給者を特定する情報」に、当該化学品の国内製造事業者等の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記しても良いこととした。

また、SDSの項目1（化学品及び会社情報）に、小項目として「国内製造事業者等の情報」を当該事業者の了解を得た上で追記しても良いこととした。

⇒製造事業者と、供給者を併記しても良いことになった。

改正の詳細（JIS Z7253）

③附属書Fに小さな容器の表示例を追加

GHS改訂7版のラベル例を元に，国内法令を満たすように修正した。

容器と表面の2箇所に化学品の名称を記載

参考例1

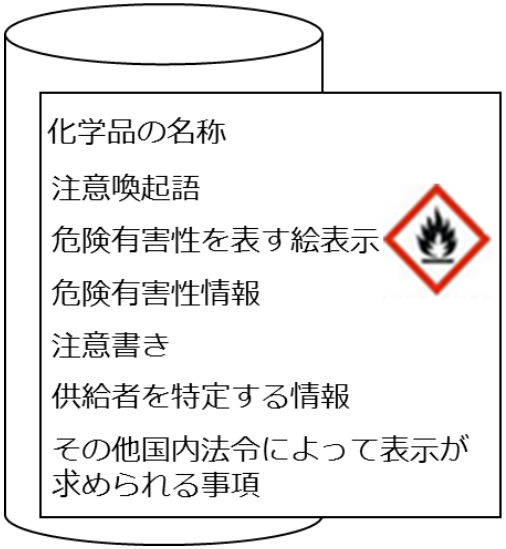

参考例2

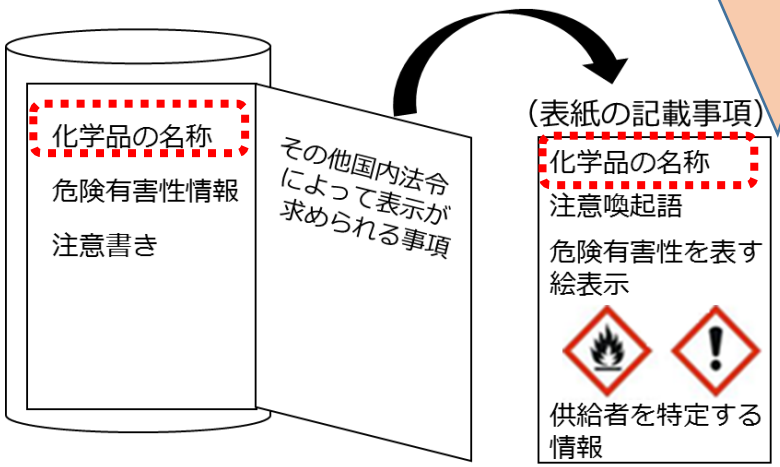

参考例3

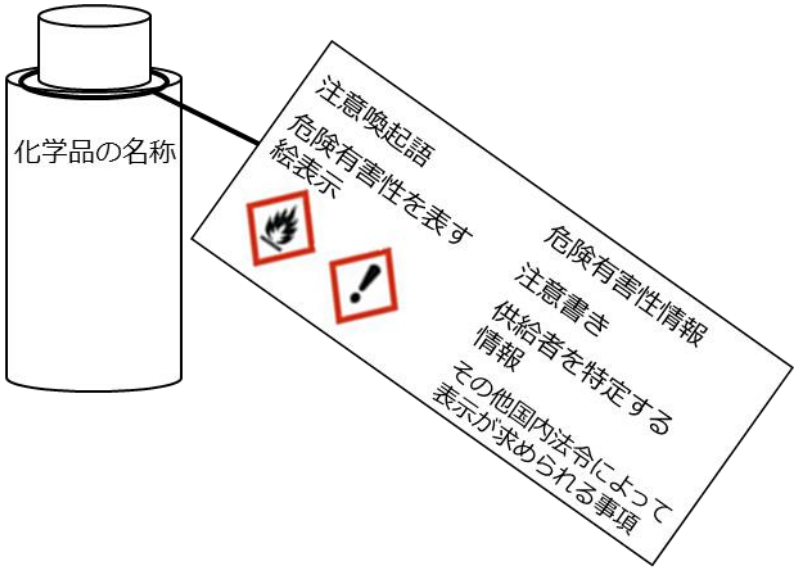

3. 労働災害事例

～化学品管理に適切に取り組むために～

労働災害事例①

胆管がん

図1 胆管の周辺の構造

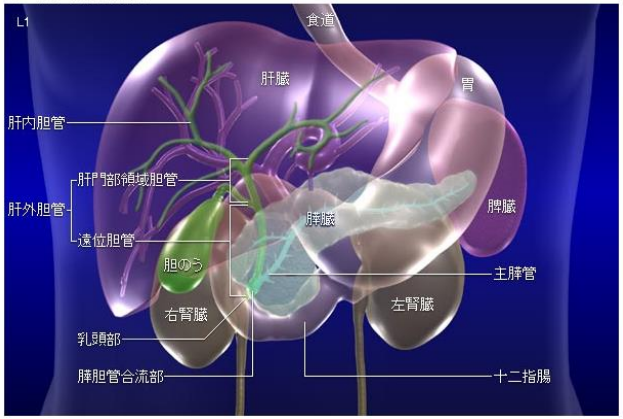

人的被害：胆管がん発症
１７人（うち7人死亡）
注：H24.12末時点

平成１５年までの１３年間に、インク洗浄作業に関わった元従業員ら１０人が胆管がんを発症
・原因物質は1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンの蓋然性が高い。
・換気せず高濃度ばく露
・特別規則の対象外（当時）であり、自主管理が事業者の責務だが、有害性未確認のまま使用。

・これまで胆管がんは、国際的にも職業がんの知見なし。
・特にジクロロメタンは、工業的によく使われていたが、この高濃度で長期間ばく露した事例で初めてヒトへの発がん性が判明。
・これをきっかけに因果関係がわかり、国内で他にも労災認定。
・有害性が不明であること（分類できない）は無害であることを意味しない。

労働災害事例②

グラビアコーターの接着剤の受皿に接着剤をひしゃくで補給作業中、トルエン中毒

人的被害：休業者数　1人

グラビアコーター

一斗缶
（接着剤5kgにトルエン3kg、酢酸エチル3kg、硬化剤を作業者があらかじめ混ぜたもの）

・事故の概要

ビニールシートにコーティングする接着剤（有機溶剤含有）をグラビアコーターの接着の受皿に補給する作業。
一斗缶に接着剤5kg、トルエン3kg、酢酸エチル3kg、硬化剤を混ぜ、補給時に一斗缶内をひしゃくでかき混ぜ、グラビアコーターの接着剤受皿に補給していたところ、気分が悪くなった（**局所排気なし**）。

・教訓

原因の第一は有機溶剤作業主任者が実務に疎く、作業マニュアルが整備されていなかったため、作業者の判断で作業が行われていたこと。

接着剤を小分けする作業、接着剤を混合する作業は、局所排気装置を備えたチャンバー内で行うよう設備の改善が必要。
接着剤補給作業は作業者が有機溶剤蒸気にばく露されないような補給装置が必要。
保護具（トルエン用）を着用して作業をすることを作業の必要条件とする。

出典：職場のあんぜんサイト　労働災害事例より

労働災害事例③

滅菌用次亜塩素酸ナトリウムタンクに塩酸を投入し、塩素ガスが発生し中毒

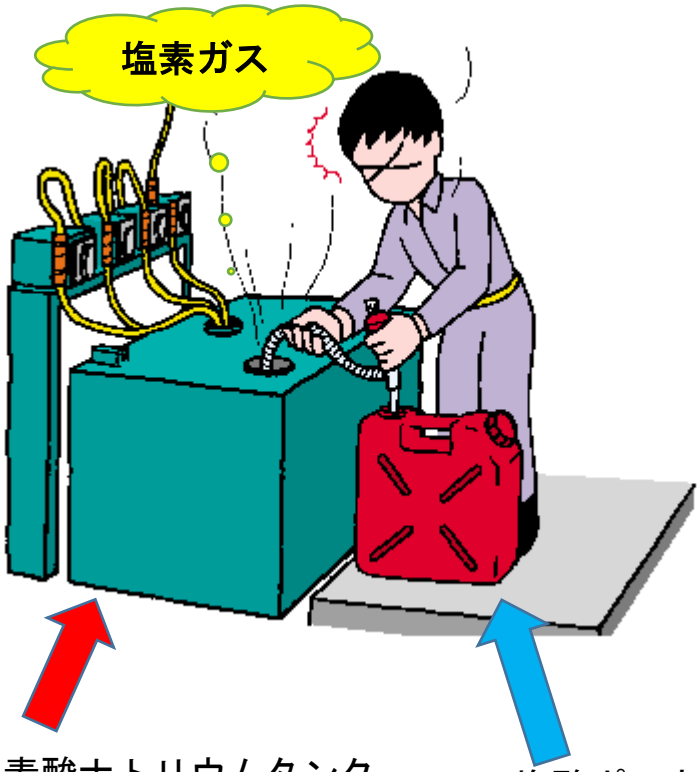

次亜塩素酸ナトリウムタンク　　塩酸ポリ容器

人的被害：休業者数　4人
不休業者数　7人

・事故の概要

ホテルで、井戸水殺菌用に**塩酸**、温泉水殺菌用に**次亜塩素酸ナトリウム**を使用。配属後間の無い作業員が先に井戸水殺菌に使用した**薬液（塩酸）**と温泉水殺菌は同じ薬液と思い、**次亜塩素酸ナトリウムタンク**に塩酸を補充したところ、塩素ガスが発生し、ホテル地下及び1階に充満し、宿泊客、従業員が被災した。

・教訓

各薬液タンク及び容器に内容物質名を明示。
同じ薬液のタンク、容器は同色とする。また、形状別に識別できるようにする。
ミスによる同様のトラブル発生のおそれはあるので、必要な呼吸用保護具（塩素ガス用）を備え付け、作業時には装着を義務付けること。

出典：職場のあんぜんサイト　労働災害事例より

労働災害事例④

工場内焼却炉の吹きつけ作業中に薬傷

人的被害：不休業者数　３人

・事故の概要

被災者ら３名の作業者は、化学工場内における廃棄物焼却炉の定期補修工事で、耐火物へ、耐火物の硬化時間促進剤である急結剤の吹付け作業を行っていた。その際、ノズルとホースの接続部から飛散した強アルカリの急結剤が作業者３名の皮膚に付着したことにより、３名とも薬傷（化学性皮膚炎）を負った。

・教訓

適切な作業手順を定め、安全作業に係る機器の使用、留意事項を記載する。

作業に応じた適切な保護具を選定し、労働者に着用させる。

使用する薬剤のSDS等を入手し、危険有害性と対策を確認する。

出典：職場のあんぜんサイト　労働災害事例より

労働災害事例⑤

廃液をタンクローリーで回収作業中、塩素ガス中毒

人的被害：不休業者数　９人

・事故の概要

廃液回収業者が産業用蓄電池製造工程で使用され、保管されていた内容不明の廃液をタンクローリーで回収し、さらにソフトエッチング廃液（過硫酸ソーダ、硫酸、水）を混合回収していたところ、タンクローリー内で化学反応により**発生した塩素ガス**により、付近で作業していた労働者9名が目や喉の痛みを訴え、病院に搬送され、塩素ガス中毒と診断された。

・教訓

廃液をポリタンク等に保管する場合は、廃液成分（物質名）を**表示しておく**こと。

廃棄物処理業者に内容物を記載した**書面を発行**し、適切に処理させること。化学反応により有害ガスが発生するおそれのある廃液を混合回収させないこと。

廃液の一元管理等廃液処理に係る**作業手順等**を含む安全衛生管理体制を確立すること。

出典：職場のあんぜんサイト　労働災害事例より

4. ラベルの作成（概要）

ラベルの基本的な考え方

- 目的
  - ・取扱者へ情報（危険有害性、安全な取扱い等）伝達
  - ・取扱者は情報を日常の化学品管理に活用

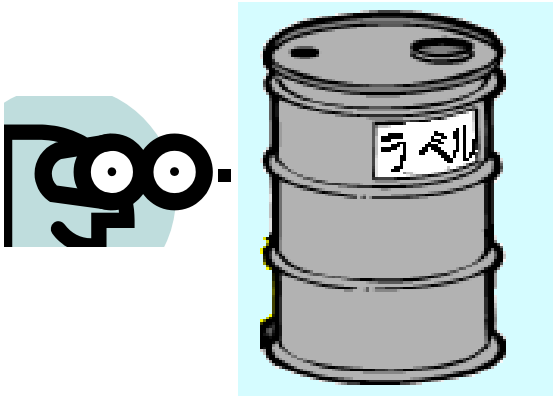

- 記載事項
  - ・JIS Z 7253 に規定された事項（法対応含む）
  - ・SDS のエッセンス

譲渡・提供化学品の
包装・容器にラベル貼付

- 注意事項
  - ・（作成者） SDS の内容と齟齬がないように
    伝達する情報を簡潔に記載
    狭いスペースに必要事項を記載
  - ・（取扱者）限定された情報を化学品管理に
    如何に活用するか

工夫
必要！

GHSに基づくラベル例

○○○○○
成分：□□□、△△△

化学品の名称

絵表示
Pictogram

危 険

注意喚起語
Signal Word

・引火性液体および蒸気　・飲み込むと有毒　・水生生物に非常に強い毒性

危険有害性情報
Hazard Statement

【予防策】

・容器を密閉しておくこと。
・火花、裸火、高温体などの着火源から遠ざけること。-禁煙。
・防爆型の電気機器／換気装置／照明機器／工具を使用すること。
・保護手袋／保護眼鏡／保護面を着用すること。
・取扱後は手をよく洗うこと。
・環境への放出を避けること。
・取扱時には飲食や喫煙をしないこと。

【対応】

・火災の場合：粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤又は二酸化炭素を用いて消火すること。
・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。
・皮膚等に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。
・漏出した場合：漏出物を回収すること。

【保管】

・涼しく換気のよい場所で、施錠して保管すること。

【廃棄】

・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

注意書き
Precautionary Statement

日化協株式会社 東京都中央区新川 ○○ TEL ○○○ FAX ○○○

供給者の特定

絵表示の優先順位

絵表示については、記載の重複をなくし、判りやすくするために優先順位が定められている。

- 物理化学的危険性についてはすべての種類の絵表示を記載する。輸送関連法規が適用される場合は同法規による表示を行う。
- 健康有害性については、次の優先順位を適用する。

「どくろ」の絵表示を適用する場合、すべての感嘆符を使用してはならない。		>	 ・すべての感嘆符
「腐食性」の絵表示を適用する場合、皮膚又は眼刺激性を表す「感嘆符」を使用してはならない。 注：皮膚又は眼刺激性以外の「感嘆符」は表示する。		>	 ・皮膚又は眼刺激性
呼吸器感作性に関する「健康有害性」の絵表示を適用する場合、皮膚感作性、皮膚又は眼刺激性を表す「感嘆符」を使用してはならない。 注：皮膚感作性、皮膚又は眼刺激性以外の「感嘆符」は表示する。	 ・呼吸器感作性	>	 ・皮膚感作性 ・皮膚又は眼刺激性

危険有害性情報の優先順位

「危険有害性情報」は、各危険有害性クラス及び区分に割り当てられた文言で、該当化学品の危険有害性の性質とその程度を示すものである。JIS Z 7253 附属書Aに示す方法により該当するすべての「危険有害性情報」を選定し、すべて表示する。ただし、危険有害性情報の重複及び冗長を避けるために、次の優先順位を適用する。

a. H410“長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性”を割り当てる場合、H400“水生生物に非常に強い毒性”は省略することができる。

b. H411“長期継続的影響によって水生生物に毒性”を割り当てる場合、H401“水生生物に毒性”は省略することができる。

c. H412“長期継続的影響によって水生生物に有害”を割り当てる場合、H402“水生生物に有害”は省略することができる。

d. H314“重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷”を割り当てる場合、H318“重篤な眼の損傷”は省略することができる。

注意書きの編集が必要な場合と編集例

編集が必要な場合の例	編集の例
法規で注意書きが具体的に規定されており、JIS Z 7253附属書Cの文言と、表現は異なるが内容は同じである場合	法規表示を採用しJIS Z 7253の文言を省略する。
JIS Z 7253で法規や製造者／供給者が具体的な方法や対象等を指示することができることを示している場合	具体的事項がある場合は記載する。
注意書きが重複するものや類似のものがある場合 ・異なる危険有害性情報に対応するそれぞれの注意書きが類似又は重複 ・注意書き内容が類似し、まとめた方が簡潔	注意書きの重複を避けて簡潔にまとめる。
補足情報を注意書きの中に織り込んで表示する場合	できるだけJIS Z 7253附属書Cの文言を生かし、分かりやすく簡潔に記載する。
容器イエローカードの緊急時応急措置指針から、具体的な消火器、保護具などの表示を行う場合	できるだけJIS Z 7253附属書Cの文言を生かし、分かりやすく簡潔に記載する。
注意書きが多すぎて重要な注意書きの伝達効果が低下する可能性がある場合	化学品の形態、使用条件、取扱対象者の事故予防能力、事故事例、類似品の表示などを考慮し削除しても事故発生の可能性が少ないと判断する場合は供給者の責任で削除する。

ラベル表示関連の国内法規

- 労働安全衛生法（安衛法）
- 化学物質排出把握管理促進法（化管法）

GHS 対応 必要

- 毒物及び劇物取締法（毒劇物取締法） ← GHS 対応 推奨
- 消防法
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
- 高圧ガス保安法
- 火薬類取締法（火取法）
- 船舶安全法（船舶法）
- 海洋汚染防止法（海防法）
- 航空法

輸送関連

各法規には管理等の規定があるので、
それに従った“表示”が求められる

法令上必要な表示及び自主表示

- 法令上必要な表示事項及び自主表示事項の例

該当法規等		表示必要事項	ラベル表示（例）
該当法規	消防法	危険物の品名	消防法 危険物第4 類 第二石油類
		危険等級	危険等級Ⅲ
		化学名「化学品の名称」と「成分名と含有量」	△△△30% 及び ×××70% の混合物
		危険物の数量（「内容重量」）	20 kg
		注意事項	火気厳禁
	安衛法	危険有害物名称	化学品の名称
	毒劇物取締法	毒物又は劇物の表示	医薬用外劇物（白地に赤文字）
		毒物又は劇物の名称	化学品の名称
		毒物又は劇物の成分、含有量	成分名と含有量（←消防法と同じ）
		法人の名称及び住所	毒物劇物取締法上の法人名 及び 登録住所
		解毒剤の名称	該当しない
		使用上特に必要な事項	JIS Z7253 の「注意書き」
容器YC	国連番号	当該化学品に対応する国連番号	UN2929（「その他の毒性液体、引火性、有機物、他に品名が明示されていないもの」）
	指針番号	当該化学品に対応する指針番号	131（「引火性液体－毒性」）

JIS改正を反映したラベルの構成

- ラベルに記載を要求される項目（JIS Z 7253 による）

危険有害性を表す絵表示	例えば
注意喚起語	潜在的な危険有害性の警告語句
危険有害性情報	危険有害性の性質、程度を示す文言
注意書き	安全対策などの推奨措置を示す文言
化学品の名称	化学品の名称（化学物質又は製品）
供給者を特定する情報	供給者名 （国内製造事業者等の情報を、了解を得た上で追記しても良い）
その他国内法令によって表示が求められる事項	毒劇法の「医薬用外毒物」、消防法の「火気厳禁」等

赤い枠を余分に印刷した場合、赤い枠だけ残すのは不可に。（黒く塗りつぶすのは可）

ラベル要素

追加

5. SDSの作成（概要）

SDSの基本的な考え方

- 目的
  - ・化学品の安全な取扱い確保、事故等の未然防止
  - ・取扱者における化学物質管理の改善促進
  - ・供給事業者が取扱事業者に提供する文書
- 記載事項
  - ・化学品を安全に取扱うための必要情報
  - ・危険有害性を有する化学製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」
- 活用方法
  - ・取扱事業者は、提供を受けたSDS を参考にして、実態に合った適切な取扱い等ができるように措置する
  - ・供給事業者から提供を受けた化学品から新たな化学品を製造（調製）する場合にはSDS を作成して、その使用者に提供する（提供されたSDS を参考にすることあり）

SDS関連の国内法規

関連3法令により**約1500種**(除・重複)につき、
SDSの作成・提供が義務付けられている

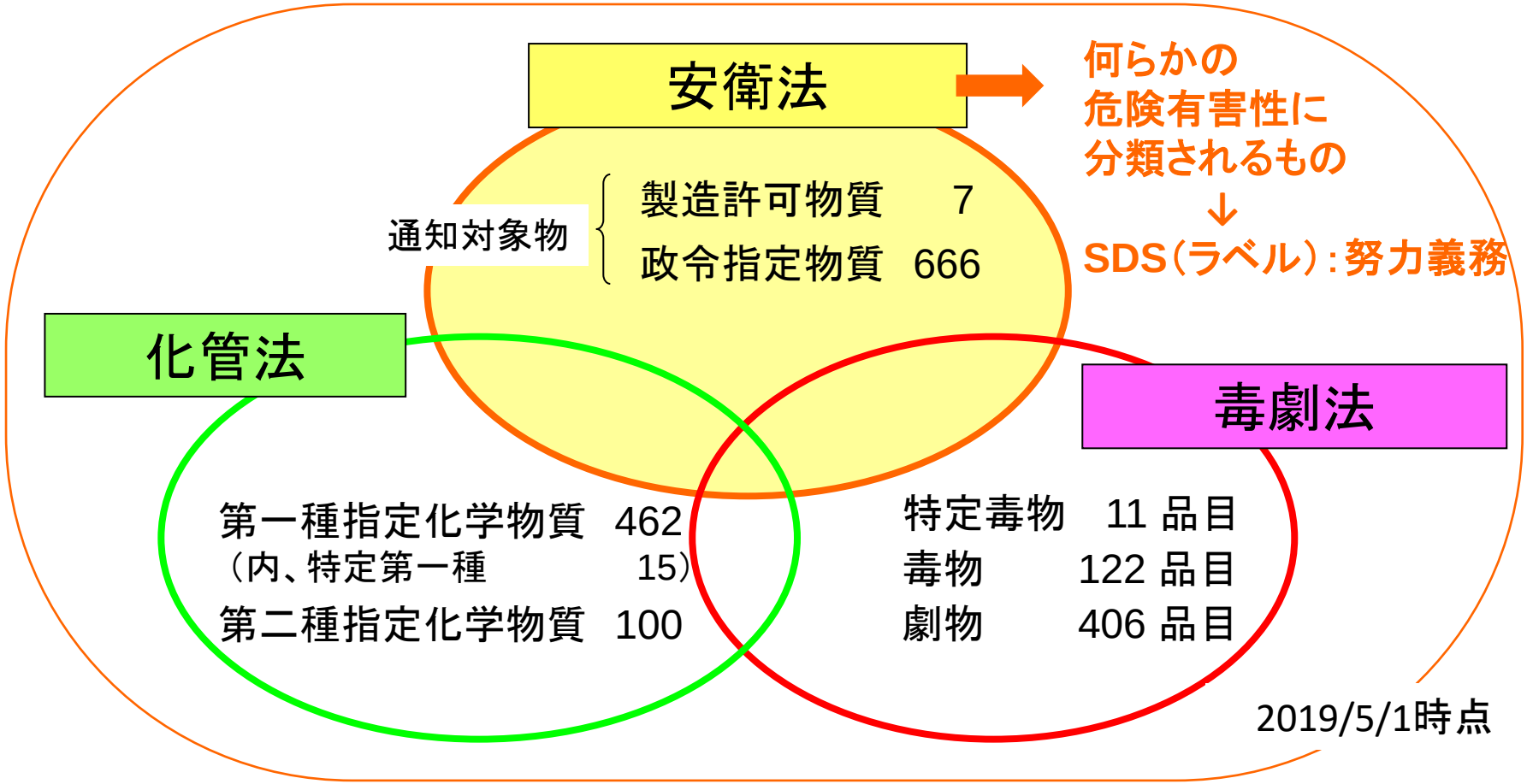

SDS作成全体作業手順

1. 製品の成分、含有量（組成）の特定

2. 事前確認
- 基本要件
- 既存SDS

3. 安全性情報の調査及び評価

4. 原案作成

5. 作成案のチェック

原案作成プロセス

1. 記載様式の決定

2. 製品特定情報の記載
1, 3, 15項

3. ハザード情報の記載
2, 9-12項

4. 取扱い情報の記載
4-8, 13, 14項

SDS 作成における注意事項

- SDS 16項目：明確に区分し、項目番号、項目名は必ず記載
  順序変更、不可
- 小項目名　：任意項目は適宜省略可能
  JIS Z7253 にない小項目名を追加しての情報提供も可能
  小項目名には番号を付けない
- 混合物　：混合物製品自体のSDS を作成して情報を提供すべき
  成分ごとのSDS で情報提供すべきではない

  但し、個々の成分についての情報が「有用な情報」である場合は、積極的に提供

6. 法令に基づく罰則について

罰則規定

● 安衛法

表示（ラベル）、文書（SDS）の規定に違反した場合

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（省略）

三　第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者

（以下省略）

参考：厚生労働省「化学物質対策に関するQ＆A（ラベル・SDS関係）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html

● 化管法

第二十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

情報の提供（SDS）に関する経済産業大臣の報告徴収に違反した場合

事業者のみなさまへ

厚生労働省委託事業　厚生労働省

労働安全衛生法に関する

化学物質管理の無料相談窓口のご案内

ラベル・ＳＤＳ、リスクアセスメントなどのご質問にお答えします。

- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか？
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが？
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか？
- 「コントロール・バンディング」「CREATE-SIMPLE」などの使い方を教えてください。
- 担当者が、化学の関連分野に詳しくないので困っています。

050－5577－4862

soudan@technohill.co.jp

事務局HPからメールフォームをご利用いただけます。 テクノヒル　相談窓口　検索 と検索ください。

受付時間　月～金 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）
※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

*相談は無料ですが、通話料がかかります。
*相談窓口開設期間は令和2年4月1日～令和3年3月19日までとなります。
*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。

労働安全衛生法では、一定の危険有害性のある化学物質（令和２年４月１日時点で673物質）には、次の３つの義務があります。

- ラベルの表示（譲渡提供者）
- SDSの交付（譲渡提供者）
- リスクアセスメントの実施（使用者）

この相談窓口では、ラベルやSDSの記載内容の理解や、これを活用したリスクアセスメントの実施にあたりお困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えしています。お気軽にご相談下さい。
本事業では、リスクアセスメントに係る訪問支援も行っています。併せてご利用ください。

令和2年度 厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
東京都中央区日本橋蛎殻町2-5-3ｻﾝﾎﾘﾍﾞﾋﾞﾙ4F
TEL：03-6231-0133　FAX：03-5642-6145　E-mail：soudan@technohill.co.jp
http://www.technohill.co.jp/

KAITEKI Value for Tomorrow
Mitsubishi Chemical Holdings Group

MITSUBISHI CHEMICAL

世界をもっとKAITEKIに。

気候変動、資源・エネルギー、海洋プラスチックごみ等、
世界は今、数々の大きな課題に直面しています。
私たち三菱ケミカルグループは、これまで培ってきた総合化学のチカラで
これらの環境・社会課題を解決し、
未来のKAITEKIを実現します。

人だけでなく、社会や地球にとっての心地よさがずっと続くように。
世界に、そしてあなたに、私たちにしかできないソリューションを提供していきます。

KAITEKI Value for Tomorrow
三菱ケミカルホールディングスグループ

MITSUBISHI CHEMICAL

ご清聴ありがとうございました。